

○令和6年4月から勤務医の時間外・休日労働の上限規制が適用

医療機関に適用する水準		長時間労働が必要な理由	年の上限時間
A水準		原則（一般労働者と同程度）	960時間
特例水準	B水準	地域医療の確保のため	1,860時間
	連携B水準	地域医療の確保のため、他院に派遣する医師の労働時間を通算すると長時間労働となるため	通算で1,860時間 (各院では960時間)
	C-1水準	臨床研修・専門研修医の研修のため	1,860時間
	C-2水準	長時間修練が必要な技能の習得のため	1,860時間

○医療法の改正により、長時間労働の医師の労働時間短縮及び健康確保のための措置について整備

医療機関

- ・勤務する医師が長時間労働となる医療機関は、医師労働時間短縮計画を作成
- ・健康確保措置（面接指導、連続勤務時間制限、勤務間インターバル規制等）の実施等

都道府県

- ・地域医療の確保や集中的な研修実施の観点から、やむを得ず高い上限時間を適用する医療機関（特定労務管理対象機関）を知事が指定
- ・指定にあたっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴取

医師の働き方改革「東京都特定労務管理対象機関指定要綱」の制定

B水準の審査基準

医療法 第113条	法施行規則第80号	令和4年厚生労働省告示第9号
一 救急医療	一 救急医療を提供する病院又は診療所であって厚生労働大臣が定めるもの 救急医療の提供に係る業務	一 医療計画(法第30条の4第1項に規定する医療計画をいう。次号において同じ。)において三次救急医療機関として位置づけられている病院又は診療所 二 医療計画において二次救急医療機関として位置づけられている病院又は診療所であって、次に掲げる要件を満たすもの イ 年間の救急車の受入件数が1000件以上であること又は当該病院若しくは診療所が表示する診療時間以外の時間、休日若しくは夜間に受診した患者のうち、診察後直ちに入院となった患者の数が年間500人以上であること。 ロ 医療法第30条の4第2項第4号又は第5号の事業(5疾病5事業)の確保について重要な役割を担う病院又は診療所であること。
医療法 第113条	法施行規則第80号	東京都特定労務管理対象機関指定要綱
二 居宅等における医療	二 居宅等における医療を提供する役割を積極的に果たす病院又は診療所居宅等における医療の提供に係る業務	(1)在宅療養支援病院及び在宅療養支援診療所 (2)その他、居宅等における医療を提供する役割を積極的に果たしていると認められる医療機関
三 地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療	三 地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療の提供その他地域における医療の確保のために必要な機能を有すると都道府県知事が認めた病院又は診療所 当該機能に係る業務	(1)新医療法第113条一及び二に該当しない医療機関で、がん医療・循環器病・救急医療(精神科を含む)・周産期医療・小児医療の確保のために必要な役割を果たしていると認められる医療機関 (2)その他、公共性と不確実性が強く働くものとして、地域医療提供体制の確保のために必要な医療機関

都内医療機関特例水準申請の状況

【申請予定】

50 医療機関

【検討中】

19 医療機関

※検討中を含む69 医療機関が申請を予定

B水準申請予定36 医療機関の内訳

一 救急医療 三次救急 13 医療機関

都指定二次救急 22 医療機関（年間の救急車の受入件数が1,000件以上）

三 地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療

1 医療機関（都指定二次、都CCUネットワーク参画医療機関）

「東京都医師の働き方改革に係る準備状況調査(回答率83.5%)」(令和5年6月9日現在)

医療機関勤務環境評価センター受審申込状況（令和5年6月19日現在）

東京都 22 医療機関 / 全国 216 医療機関

東京都第1回申請受付（令和5年7月～8月）

4 医療機関が申請を予定

医師の働き方改革 特例水準の指定

(医療法第113条)

- 指定にあたっては、あらかじめ医療審議会の意見を聴かなければならない。

(医師の働き方改革の推進に関する検討会中間とりまとめ)

- 実質的な議論については、地域医療対策協議会等の場で行うことを想定

B水準、連携B水準については、地域医療構想との整合性、地域の医療提供体制への影響を確認

C水準については、地域における臨床研修医や専攻医等の確保への影響について協議

【令和5年度 指定スケジュール（予定）】

